

庄内町告示第97号

平成31年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

庄内町長 原 田 眞 樹

平成31年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自らの経営力及び技術力の向上を図るために若手の人材に研修を受講させる町内の中小企業者及び大工、左官その他の建設業の後継者育成に取り組む町内の小規模企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 匠工 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類D建設業のうち中分類07職別工事業（設備工事業を除く。）又は中分類08設備工事業のうち町長が認める建設業を営む小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）をいう。
- (3) 匠工後継者等 匠工の家族従業者又は常時使用する従業員のうち、見習の者をいう。

(補助対象事業及び内容)

第3条 補助金の交付対象となる事業（次条及び別表において「補助対象事業」という。）及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者人材育成事業 中小企業者の人材育成を図るため、研修費の一部を支援する事業
- (2) 匠工後継者等研修派遣事業 匠工後継者等を育成するために、研修所に派遣する費用を支援する事業
- (3) 匠工後継者等実技研修事業 匠工後継者等を育成するために、匠工が実施する実技研修に対して支援する事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であって、別表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の補助対象者の欄に定めるものとする。

- (1) 町内に本店若しくは主たる事業所を有する中小企業者又は匠工であること。
- (2) 町税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者であること。

(補助対象研修)

第5条 補助金の交付対象となる研修は、次の各号のいずれにも該当する研修であつて、町長の認定を受けた別表に定めるもの(以下「補助対象研修」という。)とする。ただし、町が実施する研修若しくは実施のために町が補助している研修又は次条に規定する補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の合計額が5万円未満の研修を除く。

- (1) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われる研修であること。
- (2) 平成31年3月31日現在で満15歳から満40歳までの者が受講する研修であること。

(補助対象経費)

第6条 中小企業者人材育成事業及び匠工後継者等研修派遣事業の補助対象経費は、別表の補助対象経費の欄に定めるとおりとする。この場合において、補助対象者が補助対象研修について国、県その他の団体から補助金等の交付を受けるときは、同表に定める補助対象経費の額から、当該補助金等の額を控除するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表の補助金額の欄に定めるとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助対象研修の認定申請)

第8条 第5条の規定による補助対象研修の認定を申請しようとする者は、あらかじめ平成31年度庄内町中小企業等人材育成()事業)補助対象研修認定申請書(様式第1号)に別表の添付書類の欄に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による認定の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助対象研修として認定すべきものと認めるときは、平成31年度庄内町中小企業等人材育成()事業)補助対象研修認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 第1項に規定する認定の申請は、補助対象研修を受講する者(以下「研修受講者」という。)ごとに行うものとする。ただし、中小企業者人材育成事業に係る認定の申請は、一の中小企業者につき年度内に3回を限度とする。

(中小企業者人材育成事業及び匠工後継者等研修派遣事業の交付申請)

第9条 前条第2項の規定により補助対象研修の認定を受けた者(以下「補助事業者」という。)のうち中小企業者人材育成事業及び匠工後継者等研修派遣事業の補助対象研修の認定を受けたものは、補助金の交付を申請しようとするときは、研修受講者が補助対象研修を修了した日の翌日から起算して2週間又は平成32年3月31日のいずれか早い日までに、平成31年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付申請書(様式第5号。次条において「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象研修を修了したことを証する書類の写し
- (2) 補助対象経費精算額内訳書(様式第3号)
- (3) 補助対象経費に係る領収書その他の支払金額を確認できる書類の写し
- (4) 研修受講等報告書(様式第6号)

(匠工後継者等実技研修事業の交付申請)

第 10 条 補助事業者のうち匠工後継者等実技研修事業の補助対象研修の認定を受けたものは、補助金の交付を申請しようとするときは、研修受講者が補助対象研修を修了した日の翌日から起算して 2 週間を経過する日又は平成 32 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 研修受講等報告書

(2) 補助事業者と研修受講者との雇用関係を証明する書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、2 回に分けて申請することができるものとする。この場合において、交付申請書の提出期限は、平成 31 年 9 月 31 日及び平成 32 年 3 月 31 日とする。

(複数年度にわたる研修)

第 11 条 補助対象研修が、平成 31 年度中に終了しない研修日程の場合は、第 9 条中「研修受講者が補助対象研修を修了した日」とあるのは「平成 31 年度の最終研修日」と、同条第 1 号中「補助対象研修を修了したことを証する書類の写し」とあるのは「出席状況証明書(様式第 7 号)」と、同条第 3 号中「補助対象経費に係る領収書その他の支払金額を確認できる書類の写し」とあるのは、次年度に支払予定の補助対象経費に係るものについては「補助対象経費の額を確認できる資料の写し」と読み替えるものとする。

2 前項の場合及び平成 30 年度中に終了しなかった研修日程の研修をこの要綱に基づき受講する場合における平成 31 年度の補助対象経費は、平成 31 年度の研修開催日数を当該研修の全開催日数で除して得た数に、当該研修のために要する入学のために補助対象研修を実施する機関(以下「研修実施機関」という。)に対し支払う負担金(以下「入学金」という。)、補助対象研修の対価として研修実施機関に対して支払う費用(以下「受講料」という。)及び補助対象研修のために使用する教材の購入のための費用(以下「教材費」という。)の額をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。この場合において、当該補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の取消し及び返還)

第 12 条 町長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(調査等)

第 13 条 町長は、この要綱に定める補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者若しくは研修受講者から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第5条—第8条関係）

補助対象事業の区分	補助対象者	補助対象研修	補助対象経費	補助金額	添付書類
(1) 中小企業者人材育成事業	技術力又は経営力の向上を図るために、経営者が研修を受講し、又は役員、家族従業員若しくは常時使用する従業員に研修を受講させる中小企業者	イ 業務上必要な資格の取得を目的とした研修 ロ 業務上必要な技術又は知識の習得を目的とした研修 ハ 経営改善のための専門知識の習得を目的とした研修 ニ イからハマまでに掲げるもののほか、町長が適当と認める研修	イ 入学金 ロ 受講料 ハ 教材費（研修後に研修以外の目的で使用できる物品の購入費用を除く。）	補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を限度とする。	イ 登記事項証明書（個人の場合は職業が分かる書類）の写し ロ 研修内容が分かる書類の写し ハ 補助対象経費概算額内訳書（様式第3号）
(2) 匠工後継者等研修派遣事業	平成31年4月1日現在で町内に住所を有する匠工後継者等を、1年を通じて実施される技能訓練研修に派遣する匠工	研修実施機関（庄内職業高等専門学校、鶴岡職業高等訓練校その他の職業訓練校に限る。）が実施する研修		補助対象経費の合計額とし、20万円を限度とする。	イ 登記事項証明書（個人の場合は職業が分かる書類）の写し ロ 匠工後継者等の職歴が分かる書類 ハ 匠工後継者等の住民票の写し ニ 研修内容が分かる書類の写し ホ 補助対象経費概算額内訳書 ヘ 研修誓約書（様式第4号）
(3) 匠工後継者等実技研修事業	匠工において、実技研修を自ら実施する者	現在の職種に就いて3年以内の匠工後継者等で過去に同様の補助金による研修を受けていない者に技能及び技術を習得させるための研修		補助事業者が実技研修を15日以上実施した月数に25,000円を乗じて得た額とする。	イ 登記事項証明書（個人の場合は職業が分かる書類）の写し ロ 匠工後継者等の職歴が分かる書類 ハ 研修誓約書

様式第 1 号 (第 8 条関係)

(表)

平成 31 年度庄内町中小企業等人材育成 (研修認定申請書

事業) 補助対象

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑤
事務担当者氏名
電話

平成 31 年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり 事業の補助対象研修として認定されるよう申請します。

企業等の概要		資本金	万円	従業員	人	開業	年月	
研修受講者	氏名							
	住所							
	生年月日	年 月 日 (歳)						
	受講者区分	経営者 ・ 従業員 ・ 後継者						
研修の概要	研修名							
	研修実施機関	住所 名称		電話				
	研修会場	住所 名称		電話				
	研修内容							
	研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日						
	研修区分	中小企業者人材育成事業・匠工後継者等研修派遣事業						
	補助対象経費	入学金	円	教材費	円			
		受講料	円	計	円			
	匠工後継者等実技研修事業	指導者氏名						
		研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
補助対象額		月額 25,000 円 × 月 = 円						
交付申請額		円 (1,000 円未満切捨て)						

(裏)

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（個人の場合は職業が分かる書類）の写し <input type="checkbox"/> 匠工後継者等の職歴が分かる書類（中小企業者人材育成事業を除く。） <input type="checkbox"/> 研修誓約書（中小企業者人材育成事業を除く。） <input type="checkbox"/> 研修内容が分かる書類の写し（匠工後継者等実技研修事業を除く。） <input type="checkbox"/> 補助対象経費概算額内訳書（匠工後継者等実技研修事業を除く。） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（匠工後継者等研修派遣事業に限る。）
------------------	---

同 意 書

平成 31 年度庄内町中小企業等人材育成補助金の補助対象者の要件を審査するため、私（当社）の税務資料を閲覧することに、同意します。

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

Ⓔ

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



平成 31 年度庄内町中小企業等人材育成（
研修認定通知書

事業）補助対象

年 月 日付けで認定申請のあった 事業の研修につい
て、平成 31 年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により補助
対象研修として認定したので通知します。

様式第3号（第8条、第9条関係）

補助対象経費概算（精算）額内訳書

1 補助対象経費の内訳

区 分	金 額	内 訳			
		内 容	単 価	数 量	小 計
入 学 金	円		円		円
受 講 料	円		円		円
教 材 費	円		円		円
合 計	円				

(注) 上記の経費について、国、県その他の団体から補助金等の交付を受ける場合は、次の事項を記入すること。

2 国、県その他の団体から交付を受ける補助金の内容等（交付を受ける場合に限る。）

補助金等の名称		
補助金交付団体		
補 助 金 額		
補 助 金 内 訳	入 学 金	円
	受 講 料	円
	教 材 費	円
	そ の 他	円

様式第4号（第8条関係）

研 修 誓 約 書

この度、平成31年度庄内町中小企業等人材育成補助対象研修の認定を申請するに当たり、当該研修に対して真摯に取り組むとともに、研修終了後は として活躍することを、ここに誓います。

年 月 日

庄内町長

宛

研修受講者

⑩

（署名押印）

様式第 5 号 (第 9 条、第 10 条関係)

平成 31 年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付申請書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩
事務担当者氏名
電話

年 月 日付け第 号をもって補助対象研修の認定の通知を受けた研修について、平成 31 年度庄内町中小企業等人材育成補助金を次のとおり交付されるよう、平成 31 年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付要綱第 9 条及び第 10 条の規定により関係書類を添えて申請します。

交 付 申 請 額		円 (1,000 円未満切捨て)			
中小企業者人材育成事業・ 匠工後継者等 研修派遣事業	研修受講者氏名				
	研 修 名				
	研修実施機関	住所 名称	電 話		
	研 修 内 容				
	研 修 期 間	年 月 日 ~		年 月 日	
	補助対象経費	入学金	円	教材費	円
受講料		円	計	円	
匠工後継者等 実技研修事業	指 導 者 氏 名				
	研 修 期 間	年 月 日 ~		年 月 日	
	補 助 対 象 額	月額 25,000 円 × 月 =		円	
添 付 書 類	(1) 中小企業者人材育成事業及び匠工後継者等研修派遣事業の場合 イ 補助対象研修を修了したことを証する書類の写し ロ 補助対象経費精算額内訳書 ハ 補助対象経費に係る領収書その他の支払金額を確認できる書類の写し ニ 研修受講等報告書 (2) 匠工後継者等実技研修事業の場合 イ 研修受講等報告書 ロ 補助事業者と研修受講者との雇用関係を証明する書類				

様式第6号（第9条、第10条関係）

研修受講等報告書

受講研修名			
補助対象 研修認定	認定日	年	月 日
	認定番号	第	号
事業者名			
受講者氏名			
研修実施機関	住所 名称	電話	
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (研修日数 日 うち出席日数 日)		
	(前年度中に終了しなかった研修日程の研修を受講した場合) 年 月 日 ～ 年 月 日 (全研修日数 日 うち平成31年度研修日数 日)		
実技研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
月別実技研修 日数及び内容	年 月	日	
	年 月	日	
	年 月	日	
	年 月	日	
	年 月	日	
	年 月	日	
	年 月	日	
	年 月	日	
	年 月	日	
	年 月	日	
	年 月	日	

上記のとおり報告します。

年 月 日

庄内町長

宛

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊞

様式第7号（第11条関係）

出席状況証明書

年 月 日

庄内町長

宛

研修実施機関 住所
名称
機関の長又は
研修担当者氏名
電話

㊟

当機関における研修の出席状況について下記のとおり証明します。

記

研修名	
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (全研修日数 日 うち平成31年度研修日数 日)
受講者氏名	
出席状況	平成31年度出席日数 日
修了証交付要件	平成31年度の最終研修日現在、当該研修の修了証交付要件を 満たしています ・ 満たしていません